

岡山県土木工事書類作成マニュアル 改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	備考
表紙	令和4年4月	令和5年4月	
工事関係書類一覧表【岡山県版】	工事着手前 工事書類 電子納品関連		
	<書類名称> 電子納品事前協議チェックシート <書類作成の根拠> ・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】	<書類名称> 電子納品事前協議チェックシート <書類作成の根拠> ・岡山県電子納品ガイドライン（案）【工事編】	2
	施工中 2 施工状況 ⑤工程管理 <書類名称> 実施工程表 <備考> 工事着手前に提出後、毎月初め（当初請負代金3,000万円未満は2ヶ月に1回）に提出する。 当初請負金額1,000万円未満の工事については工事着手後の提出を省略する。	<書類名称> 実施工程表 <備考> 工事着手前に提出後、毎月初め（当初請負代金4,500万円未満は2ヶ月に1回）に提出する。 当初請負金額1,000万円未満の工事については工事着手後の提出を省略する。	3
2. 工事着手前の工事関係書類	2-2 実施工程表（変更実施工程表） <実施工程表・工事出来高報告書の提出について> （1）実施工程表・工事出来高報告表は工事の進行を確認するため、請負者が工事着手前に当初当該様式（様式契-1）を、その後は毎月初め（当初請負金額3,000万円未満は2ヶ月に1回）に（様式契-1）を提出するものとする。なお、当初請負金額1,000万円未満の工事に実施工程表については、工事着手後の提出を省略するものとする。	<実施工程表・工事出来高報告書の提出について> （1）実施工程表・工事出来高報告表は工事の進行を確認するため、請負者が工事着手前に当初当該様式（様式契-1）を、その後は毎月初め（当初請負金額4,500万円未満は2ヶ月に1回）に（様式契-1）を提出するものとする。なお、当初請負金額1,000万円未満の工事に実施工程表については、工事着手後の提出を省略するものとする。	16
	2-8 施工計画書【共通仕様書第1-1-1-4】 (16) イメージアップの実施内容	(16) 現場環境改善の実施内容	27
	2-12 電子納品の事前協議【共通仕様書第3-1-1-6-2】 なお、「岡山県電子納品ガイドライン（案）【工事編】」（令和3年11月）の要領等については、下記ホームページよりダウンロード可能	なお、「岡山県電子納品ガイドライン（案）【工事編】」（令和4年4月）の要領等については、下記ホームページよりダウンロード可能	42
3. 施工中の工事関係書類	3-3 工程管理 3-3-1 工程管理（工事履行報告書） (5) 工程表提出に関する留意事項 2) 実施工程表 ①実施工程表は、工事着手前に提出した後は毎月初め（当初請負金額3,000万円未満は2ヶ月に1回）に提出するものとする。 なお、当初請負金額1,000万円未満の実施工程表については、工	(5) 工程表提出に関する留意事項 2) 実施工程表 ①実施工程表は、工事着手前に提出した後は毎月初め（当初請負金額4,500万円未満は2ヶ月に1回）に提出するものとする。 なお、当初請負金額1,000万円未満の実施工程表については、工	78
	<実施工程表・工事出来高報告書の提出について> （1）実施工程表・工事出来高報告表は工事の進行を確認するため、請負者が工事着手前に当初当該様式（様式契-1）を、その後は毎月初め（当初請負金額3,000万円未満は2ヶ月に1回）に（様式契-1）を提出するものとする。なお、当初請負金額1,000万円未満の工事に実施工程表については、工事着手後の提出を省略するものとする。	<実施工程表・工事出来高報告書の提出について> （1）実施工程表・工事出来高報告表は工事の進行を確認するため、請負者が工事着手前に当初当該様式（様式契-1）を、その後は毎月初め（当初請負金額4,500万円未満は2ヶ月に1回）に（様式契-1）を提出するものとする。なお、当初請負金額1,000万円未満の工事に実施工程表については、工事着手後の提出を省略するものとする。	80

岡山県土木工事書類作成マニュアル 改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	備考
4. その他	<p>4-3 イメージアップ【共通仕様書第1-1-1-27-7】</p> <p>イメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。</p> <p>イメージアップの内容については特記仕様書によるものとし、費用は岡山県土木工事積算基準により計上するものとしている。</p> <p>イメージアップの実施にあたっては、工事規模、地域の状況等を踏まえ工事現場に即した内容及び実施項目数を設定し、実施内容を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>また、写真管理基準に基づきイメージアップの実施状況の写真を提出する。</p>	<p>4-3 現場環境改善【共通仕様書第1-1-1-27-10】</p> <p>現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。</p> <p>現場環境改善の内容については特記仕様書によるものとし、費用は岡山県土木工事積算基準により計上するものとしている。</p> <p>現場環境改善の実施にあたっては、工事規模、地域の状況等を踏まえ工事現場に即した内容及び実施項目数を設定し、実施内容を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>また、写真管理基準に基づき現場環境改善の実施状況の写真を提出する。</p>	100
	<p>6 施工体制台帳チェックポイント</p> <p>下請業者に関してのチェック</p> <p>2. 3500万円以上の下請契約の場合、主任技術者は専任であるか</p> <p>施工体制台帳の記入上の留意事項</p> <p>⑩建設業法第26条に規定する監理技術者名又は主任技術者名を記載「専任」、「非専任」のどちらかに○をつける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負代金は3,500万円以上の場合、「専任」となる ・下請代金の合計が4,000万円以上の場合、「監理技術者」となる ・特例監理技術者として現場を兼務する場合、「非専任」に○をつける <p>施工体制台帳の記入上の留意事項</p> <p>⑭下請負業者が置いた主任技術者の氏名、専任・非専任の別及び資格を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請負契約額が500万円未満（建設業許可が不要）の場合は、主任技術者を定める必要はない ・下請負契約額が3,500万円以上の場合、「専任」となる <p>「建設業の許可」について</p> <p>「特定建設業」と「一般建設業」</p> <p>「特定建設業」の許可が必要となる場合</p> <p>発注者から直接工事を請け負い、かつ4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上を下請契約して工事を施工する者</p>	<p>下請業者に関してのチェック</p> <p>2. 4000万円以上（建築一式工事の場合は8000万円以上）の下請契約の場合、主任技術者は専任であるか</p> <p>⑩建設業法第26条に規定する監理技術者名又は主任技術者名を記載「専任」、「非専任」のどちらかに○をつける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負代金は4,000万円以上の場合、「専任」となる ・下請代金の合計が4,500万円以上の場合、「監理技術者」となる ・特例監理技術者として現場を兼務する場合、「非専任」に○をつける <p>⑭下請負業者が置いた主任技術者の氏名、専任・非専任の別及び資格を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請負契約額が500万円未満（建設業許可が不要）の場合は、主任技術者を定める必要はない ・下請負契約額が4,000万円以上の場合、「専任」となる <p>「特定建設業」と「一般建設業」</p> <p>「特定建設業」の許可が必要となる場合</p> <p>発注者から直接工事を請け負い、かつ4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上を下請契約して工事を施工する者</p>	123
添付資料			126
			128
			136